倒産(1)

第1 破産手続

- 1 インターネットを用いてする申立て等
 - (1) インターネットを用いてする申立て等の可否

破産手続等(破産法第2条第1項に規定する破産手続及び破産法第12章に規定する免責・復権手続をいう。以下同じ。)における申立てその他の申述 (以下「申立て等」という。)について、全ての裁判所に対し、一般的に、インターネット(電子情報処理組織)を用いてすることができるものとすること について、どのように考えるか。

(説明)

現行破産法においては、同法第13条により民訴法第132条の10が準用されており、 申立て等のうち、書面等をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定め る裁判所に対してするものについては、最高裁判所規則で定めるところにより、インター ネットを用いてすることができることとされている。

民事訴訟手続のIT化においては、全ての裁判所に対する申立て等について、一般的にインターネットを用いてすることができることとされており(「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱」第1部・第1の1)、破産手続等についても、これと同様に、全ての裁判所に対する申立て等について、一般的にインターネットを用いてすることを可能とすることが考えられる。

なお、破産手続等における「申立て等」としては、例えば、破産手続開始の申立て(同 法第18条第1項等)のほか、破産管財人の職務行為に関する許可の申立て(同法第78 条第2項)や破産債権者による債権届出(同法第111条)等がこれに含まれるものと考 えられる。

(2) インターネットを用いてする申立て等の義務付け

一定の者について、破産手続等において申立て等をするには、インターネットを用いてしなければならないものとすること及びその範囲について、どのように考えるか。

例えば、以下の者について、破産手続等において申立て等をするには、インターネットを用いてしなければならないものとすることについて、どのように考えるか。

① 民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければな らない者

② 破産管財人及び保全管理人

(後注) 債権届出について、破産裁判所の許可があった場合には、破産管財人をその 提出先とすることができる旨の規律を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 問題の所在

申立て等がインターネットを用いてされることにより、関係者間等における情報のやり取りが円滑化・効率化されることが期待される。また、事件記録を電子化する場合には、インターネットを用いてされた申立て等については、当該申立て等に係る事件記録は自動的に電子化されることとなるが、このことは、手続の迅速化・効率化につながるものと考えられる。

このようなメリットを最大化する観点からは、可能な限り多くの申立て等がインターネットを用いてされることが望ましい。一方で、インターネットを用いた申立て等を義務付けることについては、その必要性及び許容性についての検討が必要となる。

2 インターネットを用いてする申立て等の義務付けの範囲

(1) 民事訴訟手続においてインターネットを用いて申立て等をしなければならない者 (本文①)

民事訴訟手続のIT化においては、委任を受けた訴訟代理人等は、インターネットを用いて申立て等をしなければならないものとされている(「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱」第1部・第1の3)。これは、これらの者は職務として民事訴訟手続に関与するものであるから、手続の迅速化・効率化に率先して取り組むことを期待することができ、また、一般に、インターネットを用いた申立て等に対応する能力を十分に有していると考えられたこと等による。

破産手続等において、代理人として手続に関与する弁護士等についても、これと同様とすることが考えられる。

なお、民事訴訟手続のIT化においては、インターネットを用いて申立て等をしなければならないとされた者についても、裁判所の使用に係る電子計算機の故障その他その責めに帰することができない事由によりインターネットを用いた申立て等をすることができない場合には、書面等による申立てをすることができることとされており、破産手続等においても、同様に取り扱うことが考えられる。

(2) 破産管財人及び保全管理人(本文②)

破産手続においては、破産裁判所とは異なる独立の手続機関として、破産管財人が

設けられている。破産管財人は、破産財団に属する財産の管理処分権を専属的に有し (破産法第78条第1項)、様々な手続上の権限・義務を有しており、その行う申立 て等としても、職務行為に関する許可の申立て(同条第2項)や、裁判所に対する認 否書、財産目録等及び報告書の提出(同法第117条第3項、第153条第2項、第 157条第1項)など幅広い。このような破産管財人の行う職務の重要性や幅広さに 鑑みると、破産管財人の行う申立て等について、インターネットによることを義務付 ける必要性があるとも思われる。

また、破産管財人は、裁判所を補助する機関としての性質やその職務の重要性から、特別背任罪や贈収賄罪の対象とされているほか(同法第267条、第273条、第274条)、一定の場合に警察上の援助を求めることができ(同法第84条)、また、その職務に対する妨害については刑事罰が設けられている(同法第272条)。このような破産管財人の公益的な性格に着目すると、破産管財人の行う申立て等についてインターネットによることを義務付けることにより、手続の迅速化・効率化に協力を求めることも許容され得るようにも思われる。

以上からすると、破産管財人の行う申立て等について、インターネットによること を義務付けることが考えられる。

もっとも、一方で、現在の実務を前提とすれば、破産管財人のほとんどは弁護士であるから、通常はインターネットを用いて申立て等がされることが予想され、法律上インターネットを用いて申立て等を行うことを義務付ける必要まではないという考え方もあり得るように思われ、この点についての検討が必要であると考えられる。

なお、破産管財人代理や保全管理人(及び保全管理人代理)についても、基本的に 破産管財人と同様の検討が妥当するものと思われる。

(3) 上記(1)及び(2)以外の者

民事訴訟手続のIT化においては、上記(1)以外の者については、インターネットを用いた申立て等を義務付けることはせず、インターネットによる申立て等と書面による申立て等を選択することができることとされている。これは、インターネットを利用することが困難な者やインターネットの利用に不慣れな者の裁判を受ける権利に配慮する趣旨によるものである。

破産手続等においても、破産者本人や破産債権者本人が裁判所に対して申立て等を行うことがあり得るところ、これらについて民事訴訟手続と同様の規律とするかどうかが問題となる。仮に、民事訴訟手続におけるのと異なり、これらの者についても一定の場合にインターネットによる申立て等を義務付けることとするのであれば、破産手続等の特殊性としてどのような点に着目し、どのような理由からそのような規律を設けるのか、その必要性・許容性についての検討が必要となるものと考えられる。例えば、債権届出については、多数の破産債権者の行う届出を画一的に処理する必要が

あることから、上記(1)以外の者が行うものについてもインターネットによることを 義務付けるべきであるとの考え方もあり得ると考えられるが、民事訴訟手続における 範囲を超えて義務付けを行うことの許容性は検討しなければならないものと考えら れる。

3 債権届出の提出先(後注)

破産手続に参加しようとする破産債権者は、債権届出期間内に、法定の事項を裁判所に届け出なければならないこととされている(破産法第111条第1項)。もっとも、 実務の運用上、破産管財人に対して、これを提出するといった運用がされているとの指摘がある。このような運用を踏まえ、破産管財人に対する提出方法を電子化するために、 前提として法律上このような取扱いを肯定した上で、その電子化についても法定することも考えられる。

そこで、債権届出について、破産裁判所の許可があった場合には、破産管財人をその 提出先とすることができる旨の規律を設けることについて検討することが考えられる が、破産管財人による破産債権の認否の便宜を図り、手続をより円滑なものとする観点 から、これを肯定すべきとの意見も考えられる。

他方で、この論点については、平成16年の破産法改正の際においても議論がされたが、時効や破産管財人への負担に関する指摘があり、結果的にはこのような規律は設けられなかったものであって、破産管財人に対する届出によって時効の完成猶予の効果を認めることの許容性・相当性や、破産管財人にとって過度な負担とならないかについては、検討が必要であると考えられる。また、仮に、破産手続等の記録を電子化することとし(後記2)、破産管財人について、いつでも裁判所外の端末を用いて電子化された事件記録の閲覧・複写(ダウンロード)をすることを認めた場合には(後記5)、破産管財人が提出された債権届出を確認することが容易になるため、破産管財人を債権届出の提出先とする必要性が認められるかどうかについても、検討する必要があると思われる。

2 事件記録の電子化

- ① 破産手続等の記録を電子化するために、民事訴訟手続と同様に、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。
 - a 申立て等が書面等により行われたときは、裁判所書記官は、当該書面等に 記載された事項をファイル(裁判所の使用に係る電子計算機に備えられた ファイル)に記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録 することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。
 - b 裁判所書記官は、aの申立て等に係る書面等のほか、裁判所に提出された

書面等又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項をファイルに記録しなければならない。ただし、当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるときは、この限りでない。

② 上記の各規律を前提としつつ、破産手続等の特性を踏まえた電子化の例外 に関する規律を設けることについて、どのように考えるか。

(説明)

1 破産手続等の記録の電子化(本文①)

現行法の下では、破産手続等の事件記録は、紙媒体で管理され、保管されている。 民事訴訟手続については、訴訟記録を電子化するために本文①a及びbの規律を設けることとしており(「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱」第1部・第1の2)、破産手続等についても、これと同様の規律とすることが考えられる。

なお、本文は、一定の場合に書面等による申立て等が残ることを前提としている。 また、電子化された事件記録の閲覧等に関する規律については、後記5で検討することとしている。

2 電子化の例外(本文②)

民事訴訟手続のIT化においては、電子化が困難な場合等について一定の例外が設けられているほかは、全ての訴訟記録を電子化することが原則とされている。一方で、破産手続等については、その手続の特性に鑑みて、民事訴訟手続とは異なる電子化の例外を設けることが問題となり得る。

例えば、破産手続開始の決定がされたが、いわゆる同時廃止により手続が終了したケースなどでは、事件記録を電子化するニーズが乏しいため、例外的に電子化しなくともよいこととする考え方もあり得ると思われる。一方で、このようなケースについても、例えば免責手続において免責についての意見申述を行うために破産債権者が記録を閲覧することはあり得るため、記録を電子化するニーズは否定されないようにも思われる。いずれにしても、記録の電子化の例外を検討する場合には、それがどのような必要性・許容性に基づくものであり、例外を設けるに当たりどのような要件を設定するかの検討が必要であるように思われる。

3 裁判書、調書等の電子化

裁判官が作成する裁判書や裁判所書記官が作成する調書、破産債権者表などについて、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、 電磁的記録を作成するものとすることについて、どのように考えるか。

(説明)

民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱では、裁判官が作成する裁判書や裁判 所書記官が作成する調書について、書面による作成に代えて、最高裁判所規則で定めると ころにより、電磁的記録を作成するものとすることとしているが、破産手続等においても、 同様とすることが考えられる。

また、この検討に際しては、一定の例外を設けるかどうかも問題になると思われる(本文2②参照)。

4 期日におけるウェブ会議の利用等

(1) ロ頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋 ロ頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋におけるウェブ会議・電話 会議の利用について、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

- (2) 債権調査期日(一般調査期日及び特別調査期日) ウェブ会議を用いた債権調査期日(一般調査期日及び特別調査期日)の手続 に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。
 - ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、 裁判所並びに破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者が映像と音声 の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる 方法によって、債権調査期日(一般調査期日及び特別調査期日)における手 続を行うことができるものとする。
 - ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。
 - (注) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者の意見を聴かなければな らないものとすることについて、どのように考えるか。

(3) 債権者集会の期日

ウェブ会議を用いた債権者集会の期日の手続に関し、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。

- ① 裁判所は、相当と認めるときは、最高裁判所規則で定めるところにより、 裁判所並びに破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者が映像と音声 の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる 方法によって、債権者集会の期日における手続を行うことができるものと する。
- ② ①の期日に出頭しないでその手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなす。

- (注1) ウェブ会議を利用することを決定する際に、一定の者の意見を聴かなければ ならないものとすることについて、どのように考えるか。
- (注2)債権者集会の期日における手続についてウェブ会議を利用する場合における 議決権行使の在り方について、どのように考えるか。

(説明)

1 口頭弁論の期日、審尋の期日及び参考人等の審尋(本文(1))

民事訴訟手続のIT化においては、ウェブ会議による口頭弁論を導入することとされている。また、審尋の期日における当事者の出頭については、電話会議によることを可能としつつ、簡易の証拠調べとしての性質を有する参考人等の審尋については、ウェブ会議によることを原則とした上で、当事者双方に異議がないときに限り電話会議によることができることとされている(以上につき、「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱」第1部・第3の1、第5の3、第7の3)。

破産手続等においてこれらの手続が行われる場合についても、民事訴訟手続における のと同様の仕組みとすることが考えられる。

なお、破産手続等における「当事者」とは、例えば、破産手続開始決定に係る手続では申立人と破産者であり、免責許可決定に係る手続では破産者であると解される。

2 債権調査期日(本文(2))

(1) ウェブ会議による債権調査期日(本文)

破産裁判所は、破産手続開始の決定と同時に、破産債権の調査をするための期間又は期日を定めることとされている(破産法第31条第1項第3号)。破産債権の調査をするための期日(債権調査期日)には一般調査期日と特別調査期日とがあり、破産管財人及び破産者は当該期日に出頭しなければならないものとされており、破産債権者は、当該期日に出頭して異議を述べることができるものとされている(同法第121条第1項から第3項まで、第122条第2項)。

債権調査期日は、裁判所で開かれるものであり、その期日に出頭するためには、裁判所に出頭しなければならないが、利便性向上の観点から、裁判所が相当と認める場合には、ウェブ会議による出頭を認めることが考えられる(なお、破産債権者が多数にのぼる場合等において、ウェブ会議による期日運営に支障があるときは、ウェブ会議による手続が相当でないと判断される場合もあり得るものと思われる。)。

(2) 意見を聴く対象(注)

民事訴訟手続のIT化では、ウェブ会議により口頭弁論の期日等における手続を行うことを決定する場合には、当事者の意見を聴くべきこととされている。債権調査期日においてウェブ会議によることを決定する場合においても、同様に一定の者の意見

を聴くべきこととするかどうかが問題となる。

債権調査期日について出頭義務又は出頭権を有するのは、破産管財人、破産者及び 届出をした破産債権者である。これらの者については、ウェブ会議により手続を行う かどうかについて意見を述べる利益があるようにも思われる。

一方で、債権調査期日は、破産手続開始の決定と同時に定めることとされており(同法第31条第1項第3号)、また、破産管財人は、破産手続開始の決定と同時に選任されるものであるから(同項柱書き)、債権調査期日の指定の際に、当該期日における手続をウェブ会議により行うことについて破産管財人や届出をした破産債権者の意見を聴かなければならないものとすることは、現実的に困難なのではないかと思われる。そのため、これらの者に意見を述べる機会を付与するとしても、その方法としては、例えば、ウェブ会議により手続を行う旨の決定をした後に意見を聴き、裁判所は、その意見を踏まえて期日の実施方法を変更することができることとすることも考えられる。

3 債権者集会の期日(本文(3))

(1) ウェブ会議による債権者集会の期日(本文)

破産裁判所は、破産管財人等からの申立てがあった場合には、債権者集会を招集しなければならないものとされており、また、申立てがない場合においても、相当と認めるときは債権者集会を招集することができることとされている(破産法第135条)。この債権者集会の期日についても、債権調査期日と同様に、利便性向上の観点から、裁判所が相当と認める場合には、ウェブ会議による手続を認めることが考えられる。

(2) 意見を聴く対象(注1)

債権者集会の期日には、破産管財人、破産者及び届出をした破産債権者を呼び出さなければならないものとされており(破産法第136条第1項)、債権調査期日について検討したのと同様に、債権者集会の期日についても、その手続をウェブ会議により行うことを決定するに当たり、これらの者の意見を聴かなければならないものとすべきかどうかが問題となる。

債権者集会のうち、財産状況報告集会(破産者の財産状況を報告するために招集する債権者集会)の期日については、破産手続開始の決定と同時に定めることとされているため(同法第31条第1項第2号)、破産管財人及び届出をした破産債権者の意見を聴かなければならないものとする場合に、どのような手続によってこれを行うかどうかについては、前記3(2)と同様の問題がある。また、債権者集会の開催はそもそも必要的なものではないことからすると、債権者集会の期日における手続をウェブ会議で行うことについて、関係者の意見を聴くことを要件とすることは必要ではない

との考え方もあり得るものと思われる。

(3) 議決権行使の在り方(注2)

債権者集会の期日における手続をウェブ会議で行うことを認める場合には、期日における議決権の行使の方法(破産法第139条第2項第1号)をどのようにするかについての検討も必要になると思われる。

現行法令においては、書面等投票による議決権行使の方法として、電磁的方法が定められているが(破産法第139条第2項第2号、破産規則第46条第1項第2号)、債権者集会の期日において議決権を行使する方法については、その具体的な方法の定めはない。現在の実務上は、議決票に賛否を記入させて回収する方法によっているものとされるが、ウェブ会議により手続に関与している破産債権者についてどのような方法によることが考えられるかについて、検討が必要と考えられる。

5 記録の閲覧

利害関係人は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子化された事件記録の閲覧又は複写(ダウンロード)、事件記録に記録されている事項の内容を証明した文書又は電磁的記録の交付並びに事件に関する事項を証明する文書又は電磁的記録の交付の請求をすることができるものとすることについて、どのように考えるか。

- (注) 民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱における規律を踏まえて、次のような規律を設けることについて、どのように考えるか。
 - ① 利害関係人は、裁判所に設置された端末及び裁判所外の端末を利用して、電子 化された事件記録の閲覧又は複写をすることができる。
 - ② 破産者、債務者、破産管財人(及び破産管財人代理)、保全管理人(及び保全管理人代理)は、事件の係属中いつでも、裁判所外の端末を利用して、電子化された事件記録の閲覧又は複写をすることができる。

(説明)

1 記録の閲覧等に係る請求の主体及び請求の内容(本文)

民事訴訟手続においては、何人も訴訟記録の閲覧の請求をすることができることとされている一方で(民訴法第91条第1項)、破産手続等においては、利害関係人に限り事件に関する文書等の閲覧を請求することができることとされている(破産法第11条第1項)。また、破産手続等において、利害関係人は、事件に関する文書等の謄写やその正本等の交付の請求、事件に関する事項の証明書の交付の請求をすることができるものとされている(同条第2項)。

本文は、電子化された破産手続等に係る事件の記録の閲覧等について、その請求の主

体について現行破産法の規律を維持しつつ、請求の内容について民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱と同様の規律を設けることを検討するものである。

なお、電子化しない事件記録については、現行破産法の規律を維持することが考えられる。また、閲覧等の時的制限に関する規律(破産法第11条第4項)や、支障部分の閲覧等の制限に関する規律(同法第12条)についても、現行破産法の規律を維持することを前提としている。

2 記録の閲覧等の具体的方法(注)

(1) 民事訴訟手続の I T化における議論

民事訴訟手続のIT化においては、訴訟記録の閲覧等の具体的な方法は最高裁判所規則で定められることを前提としつつ、最高裁判所規則において、①何人も、裁判所に設置された端末を用いた閲覧を請求することができること、②当事者及び利害関係を疎明した第三者は、裁判所に設置された端末及び裁判所外の端末を用いた閲覧又は複写を請求することができること、③当事者は、事件の係属中いつでも裁判所外の端末を用いた閲覧又は複写をすることができることを内容とする規律を設けることとされている(「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱」第1部・第10の1(注))。

(2) 破産手続等に関する検討

注は、破産手続等における記録の閲覧等の具体的な方法について、民事訴訟手続に おける議論を踏まえた規律を設けることについて検討するものである。

破産者や破産管財人、保全管理人等については、その破産手続等について一般的に 利害関係人に当たるといえるから、当該手続に係る事件の記録について、いつでも裁 判所外の端末等を利用して閲覧等をすることを認めることが相当であるように思わ れる(法的には、裁判所書記官によりあらかじめ包括的な許可が与えられていると構 成されるものと考えられる。)。

これに対し、破産債権者については、債権者に該当するかどうかの判断等が必要となる。また、破産手続においては、関連事件として、破産債権査定申立て(破産法第125条第1項)や否認請求(同法第173条第1項)、役員の責任の査定の申立て(同法第178条第1項)等があり、破産債権者の利害関係の有無の判断に当たっては、閲覧等の請求の対象も踏まえた個別的な検討が必要であるようにも思われる。そのため、破産債権者一般について、破産者や破産管財人等と同様に取り扱うことは困難であるとも思われる。

一方で、例えば、破産債権査定申立てにおける異議等のある破産債権を有する破産 債権者や、否認請求や役員の責任の査定の申立ての相手方については、これらの手続 については利害関係を有することが明らかであるから、これに関する事件の記録につ いては、いつでも裁判所外の端末等を利用して閲覧等をすることを認めることも考えられる。もっとも、これらの者が利害関係人に当たるかどうかは、結局のところ閲覧等の請求の対象となる記録の範囲等により個別的に定まるものであるため、一般的に利害関係人に該当すると考えられる破産者や破産管財人等と同様の取扱いをする必要はなく、個別の利害関係の有無の判断に委ねればよいとの考え方もあり得るように思われる。

6 送達等

(1) 電磁的記録の送達

電磁的記録の送達に関し、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、 どのように考えるか。

(2) 公示送達

公示送達の方法に関し、民事訴訟手続と同様の規律とすることについて、どのように考えるか。

(3) 公告

破産手続等における公告について、官報に掲載してすることに加えて、裁判 所のウェブサイトに掲載する方法といったインターネットを利用する方法を とらなければならないこととすることについて、どのように考えるか。

(注) そのほか、破産手続等における公告の見直しについて、どのように考えるか。

(説明)

1 電磁的記録の送達及び公示送達(本文(1)、(2))

民事訴訟手続のIT化においては、電磁的記録の送達に関する規律として、①当該電磁的記録に記録されている事項を出力することにより作成した書面によってすること、②①にかかわらず、受送達者が届出をしている場合には、システム送達(送達すべき電磁的記録について、受送達者において閲覧及びダウンロードをすることができる措置をとった上で、その者の連絡先に宛ててその旨を通知する方法)によることができることとされている。また、公示送達についても、裁判所の掲示場に掲示して行うこととしている現行民訴法の規律を見直し、インターネットを利用した方法を導入することとされている(以上につき、「民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱」第1部・第2の1、2)。

破産手続等においても、破産裁判所の行う決定に係る裁判書等について、破産管財人 や破産者、届出をした破産債権者等に対して送達すべき旨を定めた規定がある。迅速な 手続を実現し、また、手続の利用者の利便を向上する観点から、これらの送達について、 民事訴訟手続と同様の規律によることとすることが考えられる。

2 公告(本文(3)・(注))

(1) インターネットの利用(本文(3))

破産法上、破産手続開始の公告(同法第32条第1項)等、一定の場合に公告をしなければならないものとされている。また、破産法の規定により送達をしなければならない場合には、公告をもってこれに代えることができることとされている(同法第10条第3項本文)。破産手続等における公告は、官報に掲載してすることとされているが(同条第1項)、破産手続等のIT化に伴い、公告の方法についても、この方法に加えて、インターネットを利用する方法をもとらなければならないものとすることも考えられる。この問題については、破産手続等における公告につきインターネットを利用して広く公示することについて弊害が生じないのかや、インターネットを利用して公示する場合のウェブサイト等の維持管理等に要する費用を国庫負担とすることの妥当性などについて検討する必要があるように思われる。

(2) その他の見直し(注)

前記のとおり破産手続等における公告は、官報に掲載してすることとされているが、 本文(3)のほか、さらに見直すことについて検討すべきとの指摘が考えられる。

例えば、現行法においては、破産手続等に関する裁判について公告がされた場合には、当該裁判に対する即時抗告の期間は公告が効力を生じた日から起算するものとされているが(同法第9条後段)、公告の方法とも関連して、手続の迅速化の観点から、この規律を見直すことも問題となり得る。

7 その他

(注) 書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律 とすることについて、どのように考えるか。

(説明)

書証、証人尋問及びその他の証拠調べ手続について、民事訴訟手続と同様の規律とすることが考えられる。民事訴訟法(IT化関係)等の改正に関する要綱では、例えば、電磁的記録の証拠調べにおいては、その記録を裁判所のファイルにアップロードする方法をとることを認めているが、破産手続等においても、記録を電子化し、ファイルを整備するのであれば、この方法をとることも可能となる。

第2 民事再生、会社更生、特別清算、外国倒産処理手続の承認援助の手続 再生手続(民事再生法)、更生手続(会社更生法)、特別清算の手続(会社法) 及び承認援助手続(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律)について、第 1の破産手続等に関する検討を踏まえて、これと同様にIT化することについて、どのように考えるか。

(説明)

現行法における倒産手続としては、第1で検討した破産手続等のほか、再建型の手続である再生手続(民事再生法)及び更生手続(会社更生法)がある。また、そのほかに、会社の清算の特別手続である特別清算の手続(会社法)があり、外国の倒産手続について我が国内で必要な処分を行うための承認援助手続(外国倒産処理手続の承認援助に関する法律)がある。これらの手続についても、破産手続等と同様にIT化をすることが考えられる。

これらの手続の I T化については、破産手続等における検討が基本的に妥当するものと 考えられる。一方で、これらの手続には、監督委員や調査委員、個人再生委員、株主、更 生担保権者等の破産手続等にはない主体が関与するため、インターネットを用いてする申 立て等の義務付けや、記録の閲覧の場面等において、その取扱いについては、別途検討す る必要があるものと思われる。基本的には、監督委員や個人再生委員については破産管財 人と同様の取扱いとし、株主や更生担保権者については破産債権者と同様の取扱いとする ことが考えられるが、他方で、各手続の特性に鑑みて、これらと異なる取扱いを認める必 要性があるかどうかについては、検討する必要があると思われる。